

「独立型社会福祉士」に関する研究 —社会福祉士が中山間地域で独立する可能性と限界—

The study on certified social workers

小 川 幸 裕

I. はじめに

近年の社会福祉制度は、低所得者を主たる対象とする仕組みから、住民すべてにニーズが生じることを前提にした仕組みや、制度面においても介護保険をはじめ利用者が契約に基づきサービスを選択・利用する仕組みが導入され、利用者の自己決定の尊重や権利擁護が充実されてきている。

しかし、中山間地域では過疎化と高齢化の進行によって、サービスを必要としている住民が増える一方で、サービス提供主体が減少しサービスの選択すら困難な状況が広がっている。「中山間地域」には、明確な定義はないものの、一般的には「山間地域は林野率が80%以上で耕地率が10%未満の市町村、中間地域は平野地域と山間地域の中間域の中間的な地域で、林野率が50~80%で耕地は傾斜地が多い市町村」とされており、このような中山間地域は、「全国の約3250市町村の過半数に及ぶ1750市町村とされ、国土面積ではおよそ70%を占める」といわれている（関 2003：11）。

一口に中山間地域といっても抱えている問題は多様であり、中山間地域問題は日本の地域開発上、極めて興味深く、難しい問題の一つとされている。『中山間地域対策ハンドブック』においても、中山間地域はこれまで農林業を基幹産業としてきたが、傾斜地が多く基盤整備も遅れていることから、農業の生産条件が不利なことに加え、農林業の生産活動が停滞し、耕作放棄地も増大するなど長期低迷を深めていると説明されている。また、魅力

ある就業・所得確保の機会も乏しいこともあって、地域社会全体に活力が低下してきており、それらを背景に、際立った高齢化や過疎化が進行している。これまでも、山村振興、農村工業導入などの模索が重ねられてきたが、困難の連鎖を断ち切ることができないままである。特に独居高齢者や貧困者が、その地域から移ることもできず困窮した生活を余儀なくされており、中山間地域の復興並びに、それらの地域に居住する要援護者への支援が急務となっている（大友 2005；和田 2005）。

このような困難な状況にある中山間地域を抱える市町村に対する施策として、近年、市町村合併が地域の活性化や地方分権の名のもとに進められている。しかし、一部の都市部における吸収合併を除く大多数の市町村合併に見られる実態は、人口減少とともに高齢化率の高い地域社会であり、もともと産業基盤の弱い、税収の見込みが薄い地域であることが多く、財政上の理由から合併せざるをえなくなったとの指摘がされている。合併促進の背景には、効率的で、財政的にも安定した自治体をめざすねらいがあるのだが、その一方で都市と地方間での格差が顕著に現れつつある（野沢 2006）。

この市町村合併による中山間地域への影響について牧里（2005：27）は、「中山間地域や過疎地にみるかぎり、市町村間の地域間格差と地域社会内の所得格差や生活格差（介護サービスや福祉サービス格差を含む）が同時進行しているのではないかと述べている。また、神野（2006：28）も「市町村合併による広域生活圏の形成推進は、弱

者切り捨ての発想であって、福祉機能の拡充などと言えたものではない。生活に不便な僻地にしがみつかないで、便利な地域社会の中心部に住み替えたらいのではないかという近代的な考え方もあろうが、それは長年住み慣れた住居やコミュニティを捨てるということに等しく、棄民廃村の地域行政を促進するということになる」と厳しく批判している。このように高齢化や過疎化の進行によって、福祉サービスなどの社会資源が不足する中山間地域においては、地域特性に応じて即応的かつ柔軟なサービス提供や新たなサービスや社会資源の創出が求められる。

このような状況の中、近年中山間地域において社会福祉士が組織・機関に所属せず自ら社会福祉士事務所を立ち上げ、独立した立場で地域特性に応じたソーシャルワーク実践が広がりを見せている(小川 2007)。この新たな形態でソーシャルワークを展開している社会福祉士は、「独立型社会福祉士」と呼ばれ⁽¹⁾「地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者⁽²⁾である」と定義されている(谷川 2005:17)。特徴は、①既存の福祉サービス提供機関や行政に所属しないことによって、様々な外的要因によって判断をゆがめられることが少ないということ、②そのため利用者支援の全てのプロセスにおいて最大限の自由裁量を獲得し行使できる立場に自らを位置づけられるということがあげられる。これらの点から、「独立型社会福祉士」は、従来の組織に雇用される社会福祉士よりも、より利用者の立場から支援が可能であり、加えて地域ニーズに柔軟かつ即応的に対応でき、社会資源の創出をも可能とする社会福祉士の新たな実践形態と考える。

しかし、この「独立型社会福祉士」の実践は広がりが見られるものの、研究はほとんど行なわれておらず、活動形態の整理など不明確な点が多い。実践の報告は行われているものの、この形態が今後の社会福祉士の実践にどのような影響を与えるものであるか研究されていない。

そこで、本稿では「独立型社会福祉士」の実践事例を通して、社会福祉士が中山間地域において独立する可能性と限界を探るとともに、今後の

「独立型社会福祉士」という社会福祉士の新たな実践形態に関する研究資料としたい。

II. 調査の概要

1. 調査方法

1) 調査対象

今回の調査では、中山間地域において独立して活動を展開しているA社会福祉士が設立し運営を行なっている「NPO-X」や「Y社会福祉士事務所」の実践事例を対象とした。事例の採用理由は、A社会福祉士は、「独立型社会福祉士」として全国でも初期に独立を果たしていること、独立型社会福祉士研修委員会の初期メンバーであること、そしてA社会福祉士の実践は現在の「独立型社会福祉士」の実践モデルとして位置づけられていることから、「独立型社会福祉士」の実践の代表性を備えていると考えたためである。

2) 調査データの収集

調査データの収集は、A社会福祉士へのインタビューに加え、これまでの活動記事や報告書などをデータとして収集し活動の整理を行った。また、設立時や実践活動において、社会福祉士として意識してきたことなどを中心にインタビューを行った。調査は2度に分けて行い、1度目の調査では地域特性をはじめ、これまでの活動の整理や特徴をまとめることを目的とした。調査期間は、2006年6月から2007年3月であり、約2ヶ月に1回ペースで合計6回訪問し、活動記録や報告書などの「NPO-X」や「Y社会福祉士事務所」に関わる資料の収集に加え、A社会福祉士へのインタビューを行い資料の補足・修正をした。2度目の調査は、2007年8月に録音の許可を依頼し3回のインタビューを行った。2度目のインタビューでは半構造化面接を用い、質問は、前半の調査でまとめた活動の整理から重要であると感じた部分を参考に、①設立や活動に影響を与えた出来事や経験、②社会福祉士として意識してきたこと、を中心にインタビューした。不明確な点は確認したが、話の流れを重視するよう意識して行った。インタビューはそれぞ

れ、1回平均1時間半から2時間程度実施し、実施場所は「Y社会福祉士事務所」を訪問して行った。

3) 調査上の手続き

インタビューの際には、研究の目的および話せる範囲で構わないこと、プライバシーの厳守について伝え、データの扱い（録音・逐語記録・分析手順と方法・結果の公開・論文化）については文書および口頭で説明し研究協力への了解を得た。

4) 分析方法

まず、設立までの活動の整理については、文書化したものをA社会福祉士本人に確認してもらい、修正と補足を行った。また、録音をしたインタビューは、テープをできる限り忠実に逐語録に起こし、それを基に時系列に沿って活動や意識の変化を整理した。そして質問項目について話されたことと、インタビューを通して重要であると感じられた内容をまとめた。その際できるだけ話し手の表現を用いた。なにが重要であるかという判断は筆者の主観になるため、繰り返し語られたことや詳しく話されたこと、話しているときの表情や口調から感じられる強さを重視した。また、重要であると判断した部分についてはその後のインタビューの際にA社会福祉士本人に確認を行った。

2. 活動拠点の地域性

「NPO-X」があるZ町は、中核市からJR・車で約1時間程度のところに位置する。人口7,156人（平成18年6月末）、年間平均気温6.6度、「特別豪雪地帯」の指定を受けている。面積は東京都の約1/2の1,064km²、人口密度は7.2人/km²である。過疎化が進行中で、高齢化率は28.57%（平成18年6月現在）である。Z町は総面積の約90%が森林地帯であり、産業は農業と林業産業が中心である。そのため、現在はこれといった産業はないが、観光や畜産関係の研究機関、福祉施設などに携わる人が多い。行政の傾向としては、施設（箱物）の整備に力を入れてきたために、在宅福祉サービスの整備が遅れていることが課題となっている。また昨今の財政事情の悪化により、福祉予算も圧

縮され、きびしい状況にあり、隣接する町も同様の傾向にある。

社会資源は、高齢者に限ってみれば、養護老人ホーム2箇所（町立1箇所、社会福祉法人1箇所）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：社会福祉法人1箇所、老人ホームは周辺の町に1箇所ずつある）。居宅介護支援事業所3箇所（町立1箇所、NPO1箇所、社会福祉法人1箇所）、訪問介護事業所3箇所（社会福祉協議会1箇所、NPO1箇所、社会福祉法人1箇所）、通所介護2箇所（社会福祉法人1箇所、NPO1箇所）、短期入所1箇所（社会福祉法人）、医療機関は開業医4箇所、入院可能1箇所、保健所1箇所、その他の主なサービス機関としては、入浴サービス（社会福祉協議会）、配食サービス（社会福祉協議会）、移送サービス（NPO1箇所、社会福祉法人1箇所）、福祉制度上の各サービス（町福祉課）などがある。この他、自立支援法関連の障害者の利用施設が社会福祉法人1箇所、NPOの小規模作業所1箇所、障害児に関するものが1箇所となっている。

III. 結果

1. 設立の背景

A社会福祉士は、Z町で「NPO-X」を開設するまで、町内の身体障害者授産施設、デイサービス、特別養護老人ホームに勤める。これらの勤務の中で、『組織が大きくなり、安定した経営が可能になった結果、そこで働く職員はサラリーマン化し、大きくなった体を維持するために働くようになった。本来は、福祉サービスを利用する人たちのために働かなければならないはずが、本末転倒の状況を招いている』⁽³⁾、このような問題意識を抱えながら年々大きくなる施設と、増えてゆく職員、そして施設利用者への対応よりも職員間の調整に神経を使う毎日に戸惑いを強めていった。また、A社会福祉士は大学時代、障害者運動に携わりその中で、「何のために活動するのか」「何のために関わるのか」といった支援をする上での本質的な問いかけを、当事者から受けてきたことか

ら、強く支援のあり方についての問題意識を持つようになっていった。そして『小さくてもいい、もっと利用者のために働きたい』、『自分たちのやりたいことができる場所をつくりたい』との思いを強く抱くこととなる。ここでの「利用者のため」とは、利用者の生活を支えるということである。A社会福祉士は、生活を「生きる活動」として捉えており、加えて「自らの責任」で支援をしたいとの思いを抱いていた。つまり、主体的に支援を展開するためには、独自の裁量権が必要になると考え、「独立」を意識するようになっていく。

2. 「NPO-X」の設立

このような想いを強めていく中で、介護保険が導入されることとなる。Z町の状況から、介護保険導入後に住民のサービス選択権が保障されないことが容易に想像でき、まず選択できる環境が求められていた。そこで、それまでの想いと地域のニーズが重なり、「NPO-X」は、1992年2月にサービスの選択肢確保、地域の介護力アップを目的に設立し、地域福祉センターという活動拠点を作る。

「NPO-X」は、主に介護保険にかかわって事業運営を行っている為、高齢者の福祉問題を扱っている。介護保険指定事業者としては、居宅介護支援、訪問介護を中心に行っており、会員数は17名で賛助会員は3名。活動員は、ケアマネージャー4名、ヘルパー登録7名、移送スタッフ（運転）3名、常駐ボランティア1名（会員との重複あり）。職員構成は、専従職員は2名（理事長・常務理事）である。資格は、社会福祉関連資格が中心で、社会福祉士9名、介護福祉士4名、ヘルパー2級3名、保育士1名である。

A社会福祉士は、『社会福祉のような公益性の高い仕事には、事業の継続性が求められ、そのための安定的な運営資金確保は欠かせない』と述べている。また、『「NPO-X」をはじめに当たって、援助先からの影響力の排除するために、どこからも資金援助を受けないことで中立性と自主性を維持して、継続した活動を行うためのシステムをどのように構築するかが課題であった』と振り

返っていることから、中立性と裁量性への意識が高かったことが伺える。そして、様々な角度から検討した結果、介護保険制度を活用した運営資金調達という方法を選択し、法人格の性格はNPO（特定非営利活動）法を活用している。

A社会福祉士がNPOを設立することを選択した背景には、『福祉サービスには地域性への配慮（例えば積雪寒冷や、都市部か郡部かなど）がなくてはならない』と実践の基盤となる地域特性への意識が強かったことが伺える。しかし、介護保険制度は全国一律の基準で設計されているため、なかなか地域事情を勘案しにくい側面をもっており、ましてZ町のような中山間地域に密着したサービスを考えた場合、営利性は希薄で、かつ都市部の資本に頼らない事業所が必要であると感じていた。特に、全国展開しているような営利企業の利益はその関係者に配分されるため、営利が目的で都市部の資本であれば、利益は地元には還元されることはほとんどないことを危惧していた。

そのため、『NPOがその地域において介護報酬を得て力をつけると、地域の介護力はアップし地域に密着した新たなサービスを創出するなど、地域で拠出した介護保険料や、サービス利用料を循環させるシステムの構築が可能となる』と、地元のNPOが地域の福祉を担うことで、福祉サービスを循環的に利用できる考えた。介護保険料についても、地域住民が出したお金であるため、そのお金を有効利用するシステムを構築し提案・提言する必要がある、これらの実践も地域福祉を実現するためのソーシャルアクションと位置づけていた。

3. 「Y社会福祉士事務所」の併設

「NPO-X」は、社会福祉士の専門性を活かし、広く地域の福祉ニーズに対応できるように独立した立場でソーシャルワークを実践できるよう「社会福祉士事務所」を併設している。A社会福祉士は、『支えあう仲間は、その職種を超えて連携することが前提であるが、チームとして支援を提供する以前に社会的に社会福祉士の存在感がない』

と、介護保険に参入することだけではなく社会福祉士としての意味のある仕事を望んでいた。同時に、『社会福祉士は専門職として必要であり、もっと地域のために活動できるネットワークとノウハウを有しているはずであるが、現状は組織の中で安定した生活を求め、外の世界とは余暇でしかかかわらない社会福祉士が多い』ことも危惧しており、社会福祉士の社会的使命として地域貢献を意識していたことが考えられる。加えて、『それでは、利用者の生活ニーズは見えてこない。社会福祉士こそ、もっと生活の中に泥臭くかかわる必要があるのではないか』という生活支援への強いこだわりが、「Y社会福祉士事務所」を立ち上げる原動力となっていた。そのため、積極的に社会福祉士であることを名のり、看板を掲げてその存在を地域社会に知っていただくように働きかけ続ける現在のスタイルを作り上げていった。

「Y社会福祉士事務所」の設立は、政策面から見ると介護保険が導入されたことを契機としている。介護保険が始まり自らもNPOを立ち上げることで、ある一定のサービスを地域に提供できるようにはなってきたが、見守り、施設探し、入院や退院支援、住宅改修・福祉用具の相談のみ、介護保険外相談などは、ケアプランに結びつかないため介護保険制度上、隙間（エアポケット）的な問題となっていることが分かってきた。このような状況の中で、A社会福祉士は、地域における相談援助を業として、ケアマネジメントを超える調整、つまり対象者を生活の視点から全人格的にサポート、あるいはその部分を担う専門職の必要性を強く感じていた。そして、A社会福祉士は、これら一連の行為を提供し継続できる人的資源は、やはり独立した立場で裁量性や中立性、即応性を備えた社会福祉士が適当であると考えた。

しかし、実質的な部分においては、当初から「Y社会福祉士事務所」だけでは収入の確保が難しいことが容易に予想できたとふり返っている。そのため、介護保険制度を利用した収入の確保（活動資金の調達）が必要であったと述べている。法人格をどの様に取得するかは、いくつか考えられたが、結局NPOという形態をとることにして

いる。この介護保険制度を利用する事業の形態として、A社会福祉士は『お金がかからないことを理由にNPOを選択したことが、偶然ではあるが住民参加による地域づくりを可能にしていた』、『社会福祉士事務所がなければ、事業の成功だけを考え、法人が大きくなることに心血を注いでいたかもしれない』との言葉からも、社会福祉士事務所の存在によって「営利を目的に事業参入するのではない」という意識の醸成につながっていたと解釈できる。

5. 新たなサービスの創出

Z町は、すでに述べたようにサービス自体が少なく地域住民が十分に選択できる環境とは言いがたい現状にあった。それは、公共交通機関のアクセスの面においても、必ずしも生活弱者への配慮がなされているとはいえず、むしろZ町が置かれる広大な地域性を考えると、自家用車の無い家庭は孤立することが予想され、アクセスに関するニーズの充足度は低い状況にあった。さらに医療過疎も深刻で、生活圏域から見ると同圏域の中核市から自家用車で約1時間かかり、大きな医療機関や専門医も中核市に集中していることから主に同市に通院するための足として移送ニーズが高い状況にあった。

Z町の社会福祉協議会には車椅子対応車両が配備されているが、内部規定で町内の入退院のみに限られ、その他のニーズには応えられないことになっている。さらに介護保険上ではサービスを受けられる権利は保障されているが、デイサービス・デイケアなど一部の移送を含むサービス以外は、基本的に足に伴う移送のニーズに応える内容が欠落してしまっているため移送に伴う介護が発生したとしても、充足されないニーズが大量に残っていた。

このような中、A社会福祉士は利用者のニーズの把握、社会資源の整理、補助金の申請、介護保険法や道路運送法を踏まえた戦略的計画によって、移送サービスという社会資源を作り出していた。また、Z町のようなサービス過疎になりがちな

地域においては、新しいサービスの創出は地域のニーズ充足に関する社会福祉士の社会的使命として位置づけていた⁽⁴⁾。

IV. まとめ

今回の実践事例では、中山間地域においてサービスの選択肢が不足する中で、NPO法人を立ち上げ自らサービスの選択肢となるだけでなく、併設した社会福祉士事務所によって介護保険外の支援や利益に結びつきにくいサービスの創出が行なわれていた(図1)。このような制度間の隙間にある地域ニーズに対応できていた背景には、社会福祉士が独立した立場で実践していたことが考えられる。今回の事例から社会福祉が中山間地域で独立することに関する可能性として二つとりあげてみたい。第一に、制度間の隙間への対応について。今回の事例では介護保険外の見守りなどが、介護報酬に結びつかないニーズとして存在していたが、独立していたことによって「NPO-X」の利益や都合に左右されず、地域や利用者のニーズに対して対応が可能となっていたと考えられる。

第二に、利益につながりにくいサービス実施や新たなサービスの創出について。サービスや社会資源が不足している中山間地域においては、既存のサービスに利用者を当てはめていくといったケアマネジメントに基づいた支援では限界があった。しかし、独立をすることで介護保険制度内のサービスに縛られることなく、地域ニーズに応じて「ないならつくる」といった柔軟なスタンスでサービス自体をつくり出すことを可能にしていたと考えられる。

一方で限界も多く見られた。第一に、経済的な問題である。実際に利益につながりにくい実践は、運営を財政的に圧迫し継続的な運営を困難にする大きな要因となる。今回の事例では、介護保険事業所を母体とすることで経済的安定を図っていた。しかし、現行の福祉サービスの供給システムは、福祉専門職は所属する機関の被用者として提供される相談援助は無料ということを前提にして組み立てられており、社会福祉士が独立した立場で地域において相談援助実践を業として行い報酬を得ることは困難であると考えられる。また、直接的な支援だけで収入を確保することが難しく、成年

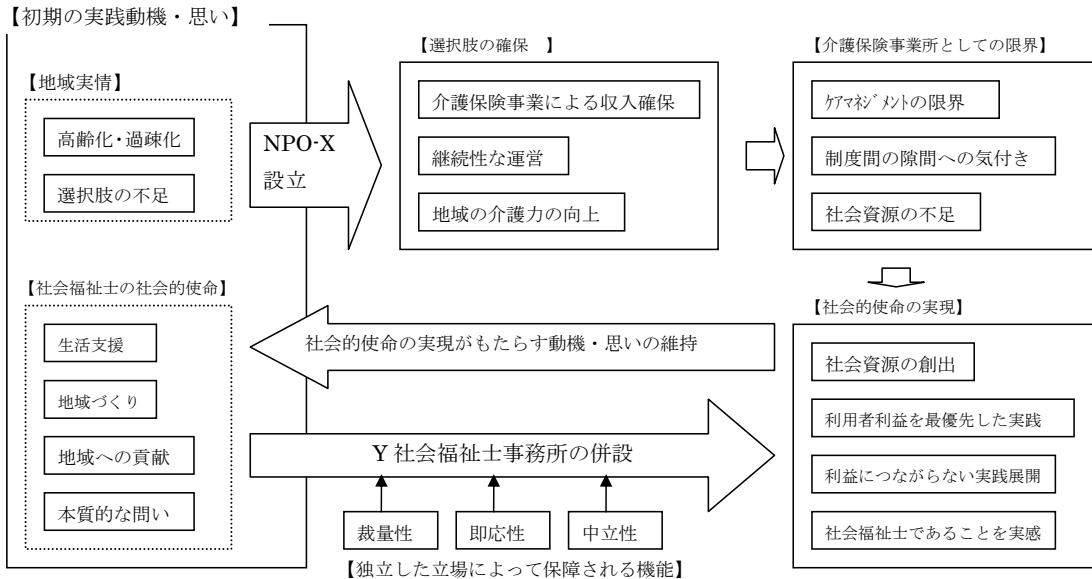


図1 中山間地域で社会福祉士が独立することで生まれる社会的使命の実現と確認プロセス

後見制度の活用や講演や講師など多様な実践で収入の確保が求められ、利用者支援という本来的な業務とのバランスをどのように保つかも課題といえる。そして、地域特性に応じた支援を実践するためには、地域ニーズを把握することはもちろんのこと新たな社会資源の創出に関するコーディネーターやソーシャルアクションに関する能力に加え、既存の制度やサービスにつなげ収入に結びつけていくための、企画力やイメージ力といった新たな能力の獲得も求められる。

第二は、自由裁量性とリスクマネジメントの問題である。一社会福祉士として裁量性を発揮できることは「独立型社会福祉士」の特徴であるが、独立した立場で裁量性を発揮することは、同時に様々なリスクについての自覚が不可欠となる。実際の業務においては、独立しているが故に裁量の範囲が非常に広範であり、利用者に対して「独立型社会福祉士」個人で負うべき責任が非常に大きくなる。そのため、裁量権に対して倫理綱領や行動規範をもとにした内部や外部からの規制だけでなく、リスクに対してのサポートも含め「独立型社会福祉士」として、業務の公平性や客観性、適合性、そして継続性を保証できるシステムの構築が求められる。

V. おわりに

本研究では地域で独立した立場で実践を展開する社会福祉士の実践事例を通して、「独立型社会福祉士」の可能性と限界を探ることで、今後の研究資料とすることを試みたが、多くの課題を残している。まず、「独立型社会福祉士」の実践が地域を基盤とすることを特徴としながらも、実践基盤の地域特性を明らかにできていないことに加え実践との関係性についても不明確である。また、今回の事例が「独立型社会福祉士」の先駆的かつモデル実践として位置づけられているものの、一つの実践事例にすぎないため、他の中山間地域での実践との比較や、都市部の実践との比較からの検討も今後必要であろう。しかし、社会福祉士が名称独占の国家資格として誕生してから20年近く

経過したのもかわらず、“顔が見えない専門職”との揶揄や、「社会福祉の業務が見えにくい」との批判がなされるなど、いまだ専門職としての位置づけを明確にできないでいる中で、自らが社会福祉士であることを前面に出した「独立型社会福祉士」の実践は、社会福祉士の今後の可能性を示唆する研究対象であると思われる。

【注】

- (1) ここでの「独立型社会福祉士」の表記については、「社会福祉士事務所」をはじめ、NPO法人や有限会社等の法人格の取得、共同や合同による社会福祉士事務所、非常勤の社会福祉士の登録による社会福祉士事務所の開設など活動内容や事業形態の多様化を表現したものとなっている。
- (2) ここでは、日本における独立型実践者の理念を踏まえて新しい社会福祉士の働き方(姿)を示し、かつその業務内容がかなり幅広く、多岐にわたることから「地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者」という表現にしている。
- (3) 結果、まとめにおいて、『 』でくくっているのは、インタビューで得たデータである。
- (4) この時点までの移送サービスは、必ずしも適法の範囲とはいえず、行政上は厳密に言えば、違法なサービスとして、それでも生活弱者のために黙認していた状態であったが、現在は2006年4月にそれまでの様々な運動が実を結び、福祉有償運送における法制度が整い、80条許可という適法なサービスとして実施可能になり、さらに2008年4月までには、79条登録という制度として完全な姿での運行が可能となった。

【参考文献】

- 独立型社会福祉士研究委員会, 2005, 『独立型社会福祉士養成研修テキスト』社団法人日本社会福祉士会, 188-190.
- 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会, 2005, 「独立型社会福祉士による地域ソーシャルワークの展開～地域の新しい相談拠点を目指して～」, 社団法人日本社会福祉士会.
- ふるさと情報センター編, 1999, 「中山間地域対策ハンドブック」, 大成出版社.
- 牧里毎治, 2006, 「格差社会における社会福祉機能のゆくえー地域格差とセーフティネット構築の課題ー」, 『社会福祉研究』97号, 25-31.

- 野沢和弘, 2006, 「ポスト小泉時代の福祉と地方分権」, 『社会福祉研究』93号, 107-110.
- 小笹知彦, 2006, 「これからの福祉ニーズに応じていくための社会福祉士の視点と実践」, 『月間福祉』6, 28-29.
- 小川幸裕, 2007, 「『独立型社会福祉』の動向に関する一考察」, 『帯広大谷短期大学紀要』44号, 33-42.
- 関満博, 2003, 「中山間地域の産業振興の課題」, 関満博・長崎利幸編, 『市町村合併の時代／中山間地域の産業振興』, 新評論, 11-16.
- 清野光彦, 2005, 「サービス開発を柱とした展開とその課題」, 独立型社会福祉士研究委員会, 『独立型社会福祉士養成研修テキスト』社団法人日本社会福祉士会, 45-51.
- 神野直彦, 2006, 「福祉と三位一体の改革」, 『社会福祉研究』93号, 23-31.
- 社団法人日本社会福祉士会・独立型社会福祉士が担う地域ソーシャルワーク研究委員会, 2003, 「独立型社会福祉士が担う地域ソーシャルワーク研究委員会報告書」.
- 社団法人日本社会福祉士会・独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会, 2004, 「第二回独立型社会福祉士全国研究集会のプログラムと資料～独立型社会福祉士の可能性と活動基盤の構築に向けて」.
- 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士ネットワーク・同研修委員会, 2004, 「独立型社会福祉士モデルに関するヒアリング調査結果」.
- 社団法人日本社会福祉士会 福祉サービス利用契約支援研究委員会, 2002, 「2001年度日本社会福祉会 福祉サービス利用契約支援研究委員会 報告書－福祉サービス利用支援における独立型社会福祉士による地域をベースとしたソーシャルワークの役割」社会福祉・医療事業団（高齢者・障害者福祉基金）助成事業.
- 社会保障審議会福祉部会, 2006, 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度のあり方に関する意見（抜粋）」, 月間福祉, 46-55.
- 白澤政和, 2007, 「社会福祉士制度見直しの現状と今後の課題」, 『月間福祉』7, 21-23.
- 大友信勝, 2005, 「地域福祉の推進と市町村社会福祉行政の役割」『社会福祉研究』93号, 46-52.
- 谷川ひとみ, 2005, 「第1節独立型社会福祉士とは何か」, 独立型社会福祉士研究委員会, 『独立型社会福祉士養成研修テキスト』, 社団法人日本社会福祉士会, 3-27
- 和田敏明, 2005, 「地域福祉の新たな展開－地域福祉型福祉サービスの可能性と課題－」『地域福祉研究』93, 38-45.